

車いす用客室 拡充遠く

2020年東京五輪・パラリンピックを控え、国土交通省が全国のホテルや旅館のバリアフリー化に関して調査した結果、車いす利用者の客室を備えた施設は回答した約600施設の3割にとどまることが3日、分かった。車いす用の客室がある施設でも7割は1室のみで、整備が十分に進んでいない傾向がうかがえる。

東京五輪・パラ控え全国調査

基準満たすホテル・旅館は3割のみ

大会には車いすを利用する観光や旅行者が多く訪れることが予想される。国土交通省は調査結果などを基に、車いす用客室の拡充に向け、総客室50室以上の宿泊施設を新設する場合に1室以上設けるとした現行基準の見直しを検討し、今夏ごろに方針を取りまとめる。

調査は主に業界団体を通じて昨年10～12月に実施。団体所属の延べ計約1万9千施設などのうち、606施設から回答があった。総客室数の内訳は50室以上が448施設、49室以下が156施設、無回答が2施設。606施設の車いす利用者用客室の有無は複数回答で、トイレ・浴室の出入り口が幅80センチ以上の基準を満たした客室があると答えたのが194施設（32%）、基準は満たさないが、バリアフリー客室があると

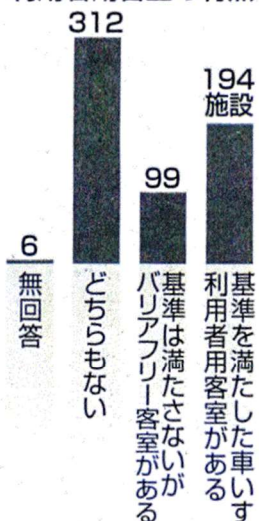
答えたのが99施設（16%）。一方、どちらもないとしたのが312施設（51%）、無回答は6施設だった。

基準を満たした客室があると答えた194施設の室数は計368室で、606施設の総客室数10万2766室に占める割合はわずか0.4%。施設ごとでは1室が最も多く139施設（71%）、次いで2室が25施設（12%）、平均は1.9室だった。

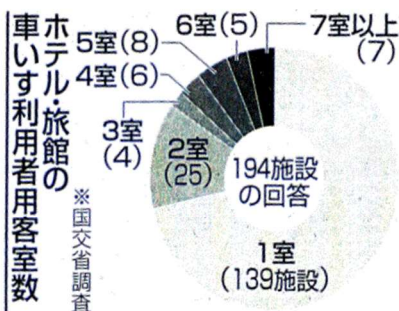
バリアフリー法が施行された06年12月以降に建設され、延べ床面積が2千平方メートル以上、客室の総数が50室以上の宿泊施設は、車いす用客室を1室以上設けることが義務付けられている。

国土交通省は昨年12月、基準見直しのための有識者検討

ホテル・旅館の車いす利用者用客室の有無



※606施設の複数回答、国土交通省調査



ホテル・旅館の車いす利用者用客室数 ※国土交通省調査

車いす利用者用客室の設置基準 バリアフリー法に基づく国の基準で、延べ床面積が2千平方メートル以上、客室総数が50室以上の宿泊施設には1室以上設けることを義務化している。違反した場合は自治体が是正を命じ、従わない場合は300万円以下の罰金。49室以下の施設も設置の努力義務が課せられている。同法とは別に、国土交通省は客室が200室以下の施設は2%以上、200室を超える施設は1%に加えて2室以上設けることが望ましいとの基準を設けているが、強制力はない。

会を設置。担当者は車いす用客室の数に関し「十分とは言えない。障害者団体や業界団体の生の声を基に、どういった基準が妥当か検討したい」と話している。

少なすぎて論外

DPII（障害者インターナショナル）日本会議の今西正義バリアフリー担当顧問の話 車いす利用者用の客室を備えた宿泊施設でも、国の基準で定められた最低限の1室か2室しかないというのは、想定通りだが少なすぎて論外だ。「障害者のための客室」ではなく、全ての客室を誰もが使うことのできるユニバーサルデザインにしていけることが重要だ。一方、今回の調査は回収率が低く、2020年東京五輪・パラリンピック後の観光立国を目指すなら、障害者の声を取り入れた調査がさらに必要だろう。